

国際業務型独立行政法人の海外事務所の
機能的な統合について

平成24年3月30日

外 務 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省

1. 経緯

本年1月20日、政府は以下のとおり、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を閣議決定し、国際業務型法人については、以下のとおりとされた。

『国際交流基金、国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）及び国際観光振興機構（JNTO）の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。』（「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）より抜粋（一部改変））

2. 現在までの取組

（1）上記閣議決定を踏まえ、関係省庁（外務省、経済産業省、国土交通省（観光庁））及び各法人からなる実務者会合（別添）を設置した。

（2）同会合の議論を踏まえ、3法人以上の海外事務所が設置されている都市（16都市）において、機能的な統合に必要な情報収集、各地の問題点を確認するため、在外公館主催の各法人代表者を招集した会議を開催。

（3）現地からの報告に基づき、機能的な統合の方向性及び今後の進め方について関係者間で以下の作業を行った。

ア 各法人の海外事務所の賃貸借契約の条件・終期を整理、共有した。

イ 各法人海外事務所の要件（面積、機能（事務室以外の機能等の有無と規模、情報セキュリティ、ユーザーの物理的アクセス、賃料上限等の制約等））を整理、共有した。

ウ 原則、来年度後半以降、各地で最も早く賃貸借契約終期が到来する法人を、当該都市の取りまとめ法人とすることとし、以下のとおり取りまとめ法人を定めた。

各都市の取りまとめ法人

パリ	JICA	ロンドン	国際交流基金
北京	JICA	バンコク	JETRO
ソウル	JETRO	ジャカルタ	国際交流基金
マニラ	国際交流基金	クアラルンプール	JETRO
ニューデリー	JICA	ハノイ	JICA
トロント	JETRO	ニューヨーク	JNTO
ロサンゼルス	JNTO	メキシコシティ	JETRO
カイロ	JICA	シドニー	国際交流基金

3. 今後の取組について

(1) 実務者会合において、今後以下の基本方針の下、機能的な統合を進めることとした。

(ア) 共用化、近接化の取組

ワンストップサービス実現のため、以下の点に留意しながら、各都市において在外公館及び取りまとめ法人を中心に計画を進める。

- ア 利用者の利便性が向上すること。
- イ 同一ビルに入居することが目標であるが、それが不可能な場合、その他の近接化も含め検討すること。
- ウ 各法人の法的地位等に変更がないこと。金融業務型のガバナンスの適用を含む各法人固有の事業実施に支障を与えないこと。
- エ 違約金の支払い等、追加支出が発生しないこと。転居前の賃料を上回らないこと。
- オ 安全面で支障が出ないこと。

(イ) ワンストップサービスに係る業務連携の抜本的強化

利用者の利便性向上に向けて、ワンストップサービスの提供・各事務所の連携関係を強化するため、全16都市の事務所において、ワンストップサービス担当者の配置をはじめとする協力内容を定めた合意書を、各法人間で締結する。

これに基づき、各事務所のワンストップサービス担当者が結節点となり、他法人との共同事業の実施、他法人の業務内容の情報提供等、オールジャパンの取組を強化する。

(協力内容の例)

- ア 海外拠点ワンストップサービス担当者の任命
- イ 他法人の海外事務所との共同事業の実施

ウ 他法人の事業の関係先・顧客・職員に対する周知（パンフレットの配布等）

エ 会議室、ホール、ギャラリー等施設の共用化

オ 定期的な会合の開催

（ウ）現地に海外事務所を有しない法人が、円滑な事業展開を行うことができるよう、現地の実情に即し具体的な検討を進める。

（２）本年４月以降、各都市の取りまとめ法人が中心となり、他法人とも連携しつつ、現行の賃貸借契約の終期を揃える検討を行いながら、他法人と共に入居できる可能性（物理的要件及びコストの両面）のある物件を探すための調査に着手する。（夏までを目途とする。）新規物件については、各法人が現行物件のまま契約期間を延長する場合よりも、全体としてコストが低下するような物件を選定する。

（３）ワンストップサービスについては、本省・本部ベースでも進捗状況をモニタリングする枠組みを構築する。

（４）１６都市以外の都市についても、本年夏までに機能的な統合の在り方等について個々に検討を行う。

（了）

別添：国際業務型４法人の海外事務所における機能的な統合に関する実務者会合